○文部科学省令第二号

学校 以教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) 第三十三条、 第四十八条、 第六十八条及び第七十七 条の規定

に基づき、 学校教育法施行規則の一 部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年一月十四日

文部科学大臣 下村 博文

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法 施 行 .規則 (昭 和二十二年文部省令第十一号) *Ø*) 部を次のように改正する。

第五十六条の次に次の二条を加える。

第五十六条の二 小学校において、 日本語に通じない児童のうち、 当該児童の日本語を理解し、 使用する能

力に応じた特別の指導を行う必要が あるものを教育する場合には、 文部科学大臣 が 別に定めるところによ

り、 第五十条第一項、 第五十一条及び第五十二条の規定にかかわらず、 特 別 の教育課程によることができ

る。

第五十六条の三 前条の規定により特別の教育課程による場合においては、 校長は、 児童が設置者の定める

ところによ り他の 小学校又は特別支援学校の小学部におい て受けた授業を、 当該児童の在学する小学校に

お (1 て受け た当 ī該特 別 \mathcal{O} 教 育 課 程に係る授業とみなすことができる。

学校にあ 第百七条、 第七 第 と、 四十六条」 十九条中 つて 連携型中学校にあつては第七十六条)」と、 「第五十一条」とあるのは は第一 「第五· <u>ك</u> 百十 の 下 に 七 十六条」 条に $\overline{\ }$ お を į١ 第五 て準 「第五十六条の二」に、 十六条の三中 用する第百 「第七十三条(併設型中学校にあつては第百十七条にお 七 ī 条、 他 連 \mathcal{O} \Box 携型 小学校又は に改め、 第五十一条又は」を「」とあるのは |中学校にあつては第七 特別支援学校 「第七十二条、 \mathcal{O} 第七十三条 小学部」 十六条) () 又 とあるの て準 は (併 「第七十 設型中 を削 用 は する 1)

び第五 規定に基づき文部科学大臣 百 七 第百 条」 八条第一項中 十二条」 に改め、 とある 「第六十七条第一項」と」 「第五十六条まで及び」を 0) は が公示する中学校学習指導要領」 「第百七条並 一びに第 の下に 百 「第五十六条の三まで及び」に、 八 条第 $\overline{\ }$ 第五十六条の二中 項 Ê と お 第五 7 て準用する第七 十六条の三中 「第五十条第一項、 十二条及び第 他 「第百七条」を \mathcal{O} 小学校 第五 又 七 十 一 は 匹 特 条 及 第 別 条 支 (T)

他

の中学校、

中等教育学校の

前期課

程

.又は特別支援学校の中学部」と」を加える。

援学校の小学部」とあるのは

「他の中学校、

中等教育学校の前期課程

又は特別支援学校の中学部」と」

を加

第百三十二条の二の次に次の二条を加える。

第百三十二条の三 特別支援学校の小学部又は中学部において、 日本語に通じない児童又は生徒のうち、 当

該児童又は生徒の日本語を理解し、 使用する能力に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場

合には、 文部科学大臣が別に定めるところにより、 第百二十六条、 第百二十七条及び第百二十九条の規定

にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

第百三十二条の 兀 前 条 の規定により 特別 \mathcal{O} 教育課程による場合においては、 校長は、 児 童 又は生徒が設置

者の定めるところにより他の小学校、 中学校、 中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しく

は中学部において受けた授業を、当該児童又は生徒の在学する特別支援学校の小学部又は中学部において

受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

附則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。